



# 水道だより

2008 春号

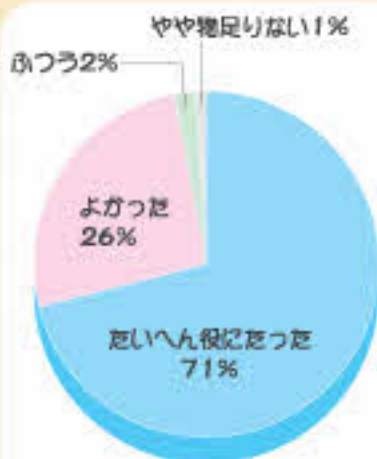
平成20年3月発行

佐賀市水道局  
佐賀市若宮三丁目6番60号  
TEL(0952)33-1330-FAX33-1315  
大和事務所  
佐賀市大和町大字尾寺1870番地  
TEL(0952)51-2418

おいしい水 みんなで再発見

## 「水道出前講座」好評です!

参加者の声：「きき水をやってみて、冷やした水道水がおいしかったのでビックリしました。」  
「佐賀市の水道水の安全性がわかり、今日からは安心してそのまま飲もうと思っています。」  
など、「水道出前講座」は参加いただいた市民の方々にたいへん好評を得ています。



水道出前講座 参加者アンケート結果  
(H19年度開催 回答者427名)



### 「水道出前講座」の募集

- 水道水ができるまで ●安全な水を低廉な料金で
- 見抜こう!あなたのまわりの悪質な訪問販売
- 災害に備えて ●水の効能
- 家庭でできるおいしい水の飲み方

**申し込み条件** 10人以上のグループ、団体  
(市内居住または市内に通勤・通学の方)

**開催日時** 原則として月～金曜日の9時～20時  
1回の講座時間は1時間程度です。  
(講座時間、日時等は相談に応じます)

**受講料** 無料  
お申込みされる方々が指定する場所(公民館、職場、ご自宅  
など)に向向きますが、会場使用料はご負担をお願いします。

**お申込み先** 水道局 総務課  
TEL(0952)33-1330 FAX(0952)33-1315



さがっはるくん



市販の水との飲み比べ



災害用応急給水袋を手にして



身近な水道水。でも、意外と知らないことも

## 安全で おいしい 水道水

推進運動実施中

水道水に対してお客様が抱く「不安感」や「おいしくない」というイメージにより、蛇口から直接、水を飲む習慣が失われつつあります。しかし、水道水には厳しい水質基準があり、そのまま飲んでも安全な水です。

「安全」で「おいしい」水づくりを推進し、水道水への「信頼感」や「満足感」の向上をはかり、お客様が、水道水を安心してご利用いただけるよう、現在、全国的に水道水の「安全」についての情報を発信しています。

＜安全、安心を徹底的に＞ —検査体制を強化しました—

# 平成20年度「水質検査計画」のお知らせ

佐賀市水道局では、安全でおいしい水をお届けするために、法令上の義務項目のほかに、検査地点、検査項目を増やし、また国の定める基準を上回る水質検査を実施します。

## 佐賀市水道局の水質検査の特徴は！

- 1 水質の自己検査体制を確立し、浄水場との連携で水質の変化に迅速かつ的確に対応することで、安全性の確保と効率の良い浄水場運営に努めています。
- 2 最新の測定機器を整備し、常に検査技術の向上とたゆまない研究により水道水の安全性に万全を期しています。
- 3 省略可能な基準項目についても、検査の省略は行わず、頻度も緩和することなく実施しています。

## ■検査項目は？

- 毎日検査(3項目)**  
項目/残留塩素、色、濁り  
検査対象/市内給水栓水(蛇口)7箇所  
検査回数/1日1回
- 水質基準項目(51項目)**  
項目/一般細菌、大腸菌、消毒副生成物など  
検査対象/原水、浄水場出口、市内給水栓水(蛇口)10箇所  
検査回数/年4回(省略不可項目は毎月1回)
- 水質管理目標設定項目(24項目)…留意すべき項目とされているもの**  
項目/農薬類(102項目)、金属類、臭気強度など  
検査対象/原水、浄水場出口、市内給水栓水(蛇口)10箇所  
検査回数/年4回
- その他の項目…安全性をより高めるための検査**  
週例検査(12項目)、独自検査(15項目)  
クリプトスポリジウム・シアルジア検査…年2回(原水及び浄水場出口)  
ダイオキシン類検査…年1回(原水及び浄水場出口)



詳しい水質検査計画については水道局ホームページ、水道局(2F営業課窓口、大和事務所)、市役所30番窓口(水道コーナー)をご覧ください。

「佐賀市水道局」と検索してください。

佐賀市水道局

検索

◆お問い合わせ

水道局浄水課水質管理室

☎33-1334

## きれいな川をみんなで守りましょう



河川(原水)が汚れると…どうなるの？

佐賀市の水道水は、河川の水や地下水(大和地区)を水源としています。

地下水は水質が比較的安定していますが、河川の水は季節や降雨による影響を受けやすいため、その水質に対応した浄水処理を行っています。

### 原水がきれいだと

- 安定した浄水処理が可能。
- 排出物が少なくて地球にやさしい。
- 水道料金が安く抑えられる。



### 原水が汚れると

- 浄水処理が複雑となり、高度な処理が必要。
- 排出物が多くなり、環境への負荷が大きい。
- 処理費用が高くなる。



安全で安心できる水道水をお届けするために、河川環境保全へのご理解とご協力をお願いいたします。

# 知っていますか？給水装置のこと

## 「給水装置」とは？

配水管から分岐して建物へ引き込まれている「給水管」と、その給水管に直結する蛇口や給湯器などの「給水用具」のことをいいます。

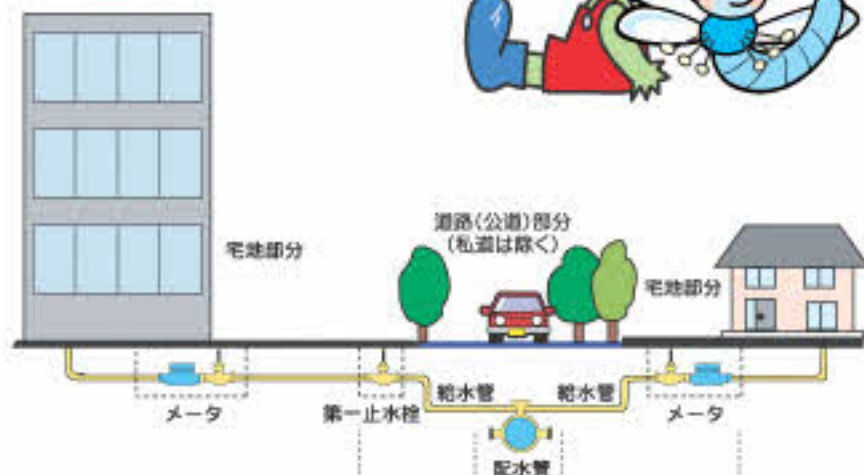


公道に埋設された配水管は市（水道局）の所有物ですが、**給水装置はお客様の所有物（財産）**であり、お客様による適切な維持管理が必要です。

給水装置の修繕などにかかる費用は、基本的に**所有者負担**となっています。

修繕などが必要なときは、直接お客様から**佐賀市指定給水装置工事業者**または**佐賀市管工事協同組合（TEL32-3100）**へ工事依頼をしていただくことになります。

**注意** 修繕箇所にかかわらず他の工事での破損は有償工事となります。



呼び名	給水装置 (給水管の取出しから受水槽まで)	配水管	給水装置 (給水管の取出しから蛇口まで)
所有者及び維持管理	所有者または使用者	水道局	所有者または使用者
修繕費の負担	所有者または使用者	水道局	所有者または使用者
施工者	指定給水装置工事業者	水道局	指定給水装置工事業者

※水道メータは市からの貸与



ご不明な点は

## ◆お問い合わせ

水道局工務課 ☎ **33-1332**

## ご注意ください!!!

給水装置はお客様の管理となっているため、漏水などで水道料金の請求額が通常より増えていても、お客様に負担していただくことになります。

なお、漏水箇所によっては水道料金減免の対象となる場合もありますので、

**水道局営業課（TEL33-1313）**

へお問い合わせください。

水道メータをときどき調べましょう!



## 宅地内漏水の見分け方

### 水道メータ



パイロット

メータで漏水の有無を確認することができます。

ご家庭の蛇口などを全部しめて、メータボックス内のふたを開けて見てください。

**パイロット**が回っていれば、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



<お電話で手続きができます>

忘れないで連絡してね!



# 引っ越しされる方へお願い!!

水道の使用開始および停止の3日前までにご連絡ください。 ◆受付時間/平日:午前8時30分~午後5時

●旧佐賀市・大和町については

佐賀市水道局営業課 ☎33-1313

●諸富町・川副町・東与賀町については

佐賀東部水道企業団 ☎30-6212

●久保田町については

西佐賀水道企業団 ☎68-2225

## 水道メータの定期取替について

メータボックスの上に、車や物を置かないで!



ご家庭に設置している水道メータは、計量法により、**8年に1回**取り替える必要があります。該当するお客様のご家庭には、水道局の受託事業者が、水道メータの取り替えを行うために訪問し、作業をさせていただきます。その際に、水道料金をいただくことや、メータの交換費用を請求することは一切ありません。最近、水道局職員を装ったり、水道局から依頼されたなどと偽って各家庭を訪問したりする業者が増えていますので十分にご注意ください。また、水道局の受託事業者は水道局が発行した身分証明書を必ず携帯していますので、不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めてください。

<口座振替をお申込みになると、金融機関に出向かなくても確実にお支払いができます。>

## 水道料金は安心・便利・確実な口座振替で!

【お申込みは簡単】

佐賀市内の**金融機関の窓口**、または**水道局営業課**までお問い合わせください。

<アパート・マンション等の貯水槽水道管理について>

## 毎日使う水だから!!



貯水槽水道



日本水道協会出版



### 「貯水槽水道」維持管理の4つのポイント!!

- 1 定期的な水槽の清掃 (1年以内ごとに1回)
- 2 定期的な水質検査 (1年以内ごとに1回)
- 3 水槽の点検 (蒸気部まわっているかなど) ※特に地震・台風・大雨の後には必要!!
- 4 貯水槽に関する記録と漏出

アパート・マンションなどで、受水槽や高置水槽を設置して水道を利用していることを「貯水槽水道」といいます。

受水槽や高置水槽は、水道法と佐賀市の給水条例で**所有者・管理者による定期的な維持管理の実施**が定められています。

所有者・管理者のみなさん、みんなが使っている大切な水の管理をよろしくお願いします。

◆お問い合わせ・ご不明な点は  
水道局工務課 ☎33-1332

お問い合わせはこちらへ

- 転入転出や名義変更の手続きに関すること
  - 水道料金や口座振替、お支払いに関すること
  - 浄水のしくみ・水質に関すること
  - 漏水や工事に関すること
  - その他のお問い合わせ
- |       |            |
|-------|------------|
| 営業課   | TEL33-1313 |
| 大和事務所 | TEL51-2418 |
| 浄水課   | TEL33-1334 |
| 工務課   | TEL33-1332 |
| 総務課   | TEL33-1330 |

編集・発行 ■ 佐賀市水道局 総務課

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6-60  
TEL(0952)33-1330  
FAX(0952)33-1315

ホームページ ■ <http://www.water.saga.saga.jp>  
E-mail ■ [sagasul@water.saga.saga.jp](mailto:sagasul@water.saga.saga.jp)